

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件

(制定 平成21年9月15日福島県告示第572号)

(改正 平成28年12月27日福島県告示第809号)

(改正 令和7年4月1日福島県告示第263号)

私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第19条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、知事の所轄に属する学校法人等（法第3条に規定する学校法人及び法第152条第5項の法人をいう。以下同じ。）の行うことのできる法第19条第1項の事業（以下「収益事業」という。）の種類を次のように定める。

第1 収益事業は、当該収益事業を行う学校法人等の設置する学校、専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）の教育の一部又はこれに付随して行われる事業以外の事業のうち第2の各号に掲げる事業の種類に該当するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 1 経営が投機的に行われるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 3 経営の規模が収益事業を行おうとする学校法人等の設置する学校等の状態に照らして不適当なもの
- 4 収益事業を行おうとする学校法人等が自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 5 収益事業を行おうとする学校法人等の設置する学校等の教育に支障のあるもの
- 6 その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2 収益事業の種類は、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類の分類表の大分類のうち、次に掲げるものとする。

- 1 農業、林業
- 2 漁業
- 3 鉱業、採石業、砂利採取業
- 4 建設業

- 5 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業、郵便業
- 9 卸売業、小売業
- 10 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 11 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 12 学術研究、専門・技術サービス業
- 13 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。）
- 14 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 15 教育、学習支援業
- 16 医療、福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業（他に分類されないもの）

第3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。